

佐久水道新聞

No.128

2020年(令和2年)

7月1日発行

発行/佐久水道企業団

E-mail info@sakusuidou.or.jp

▶主な目次

理事者人事、水道料金の減免、新型コロナウイルス感染症の対応、議会だより、職員人事異動、喫 (2)
予算概要、水資源保全地域の指定について (3)

Topics (女性水の会、水道週間)

健康のため水を飲もう(4)
募集のご案内(5)
企業団からのお知らせ(6)



♻️

この新聞はエコマーク認定の古紙配合率60%の再生紙を使用しています。

身近な『水道水』で感染症を予防しましょう。



新型コロナウイルスなどの感染症の予防には手洗い、うがいが効果的です。

身近ですぐ使える水道水でこまめに手洗い、うがいを行い感染症の予防をしましょう。

花岡東御市長が理事者に再任

東御市長の任期満了に伴い、4月12日に行われた東御市長選挙により、花岡利夫氏が四選を果たされ、同時に佐久水道企業団の理事者に再任されました。



花岡 利夫
東御市長

台風による水道料金の減免について

申請期限は、7月31日までです

令和元年東日本台風(台風第19号)で被災された方は、次のとおり水道料金の減免を受けることができます。

- ① 2ヶ月分の水道料金の使用水量分の金額を減免
- 住宅や家財の洗浄で水道を使用した場合
- 給水管が破損し漏水した場合
- ② 6ヶ月分の水道料金の使用水量分の金額を減免
- 自宅が被災し転居を余儀なくされ、転居先で企業団の水道を使用する場合(ただし、親族があり、同居する場合を除く。)

申請方法については、業務課業務係までお問合せ下さい。TEL 621-4333

新型コロナウイルス感染症の影響により水道料金のお支払いが困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に収入が大幅に減少した等の理由により、水道料金のお支払いが困難な場合は、業務課料金係までご相談下さい。TEL 621-4085 (受付時間は平日の8時30分から17時15分までです。)

感染症予防の企業団の対応について

企業団では新型コロナウイルス感染症予防対策として、窓口に飛沫感染を防ぐボードを設置しています。また、定期的にドア、椅子など手が触れる箇所の消毒及び換気を行っています。企業団へお越しの際は、マスクの着用に加えて入口や各窓口に設置してある消毒液で指先の消毒にご協力をお願いします。



議会だより

計報

企業団議会の副議長 岡部勝一議員が、去る5月5日に逝去されました。故岡部議員は、平成31年4月に佐久穂町議会から選出され、副議長の要職に就かれ、企業団の発展に貢献をされました。ここに謹んで哀悼の意を表し心から冥福をお祈り申し上げます。

職員人事異動

()内は旧職名

- ◎【令和2年4月1日付】
- ▼水道技術管理者兼配水課長 水間重徳(水道技術管理者兼工務課長)
- ▼給水課長 上原克彦(配水課長)
- ▼工務課長 小林団(工務課長補佐兼工事係長)
- ▼配水課長補佐 清水芳彦(配水課維持係長)
- ◎新規採用職員
- ▼配水課配水係 荻原康平
- ◎佐久圏域水道水質検査協議会へ派遣
- ▼浅沼光浩(給水課長)
- ◎浅麓水道企業団へ派遣
- ▼中條和彦(配水課長補佐)
- ◎退職
- ▼【令和2年3月31日付】
- ▼白田誠(佐久圏域水道水質検査協議会派遣 局長)

コロナ禍と水道事業



生命を衛るために水道の真価が今問われようとしています。新型コロナウイルスの想定外の脅威が国難となって押し寄せている中、水道事業者として、365日、昼夜を問わず安全な水を安定供給することは絶対条件であります。改めてこの使命を全うする困難と責務の重さを危機感を持って感じています。

わが国では、19世紀、死の病と恐れられたコレラの拡大抑止が水道整備の原点となりました。水系感染症とは異なる新型コロナウイルスの流行は、今を生きるわれわれに再び公衆衛生の向上・生活環境の改善の意義について問いかけているように思われます。

世界中で衛生的な水による手洗い・うがいの励行が叫ばれており、この手洗い・うがいの習慣が新たな感染症の拡大防止に寄与している認識がおおいに高まっています。この習慣の基礎となるのが安全な水の安定的な供給であります。コロナ禍の終息は現在全く見えませんが、いち早い終息を祈りつつ、当企業団では佐久地域の衛生をこれからも支え続けていくため、今後も水道事業を継続すべく基盤の強化に取り組んでいく所存であります。

令和2年度予算の概要をお知らせします

企業団は水道料金により運営されています。いつまでも安心して飲んでいただける「おいしい水」を皆様にお届けするため、より一層の経営努力を重ね、健全かつ効率的な水道事業運営に努めてまいります。

水道水をお届けするための予算

金額は消費税を含みます。

業務の予定量

- 給水戸数 52,661戸
- 年間給水量 14,193,500m³
- 年間有収水量 12,320,000m³※
- 新設給水工事件数 400件

※年間有収水量とは年間給水量のうち水道料金の対象となる水量です。
1m³=1,000ℓ

純利益 5億1,154万1千円

収入額 33億1,635万8千円

人件費
4億2,159万9千円

検針・量水器
交換等委託料
2億5,861万4千円

修繕費
2億1,960万2千円

水道料金
28億1,063万円

手数料ほか
5億572万8千円

収入支出差引
6億3,867万1千円

其他運営費用
5億3,588万6千円

借入金利息の返済
6,876万1千円

資産の減価償却費
11億7,322万5千円

支出額 26億7,768万7千円

水道管や施設を新しくするための予算

金額は消費税を含みます。

主な予定事業

- 新水源整備工事
- 瀬戸配水池造成配管工事
- 老朽管の更新工事
- 送配水管整備工事

※支出に対する不足額は現金支出を伴わない内部留保資金と積立金の取り崩しで補てんします。

収入額 2億704万1千円

工事負担金・加入金ほか
2億704万1千円

支出に対する不足額
21億8,114万1千円

収入

支出

借入金元金の返済
4億1,376千円

水道管布設替や施設整備など
19億8,680万6千円

支出額 23億8,818万2千円

東地水源が水資源保全地域に指定

長野県では、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づき、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認められる区域を「水資源保全地域」として指定することができます。

令和2年4月に佐久市香坂東地の水道水源である東地水源が水資源保全地域に指定されました。

水資源保全地域の指定は市町村の申請により県が指定するもので、指定されると当該土地の所有者は、土地の取引等をする際に3か月前までに県へ必要事項を届け出る必要があります。県は、市町村からの意見を踏まえ、水資源の保全に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、所有者へ当該土地の利用方法について必要な助言をすることができます。

今までに指定された企業団の水源は、佐久市協和にある「合の沢水源」、「寺久保水源」、「川瀬（かわうそ）水源」と佐久市春日にある「湯沢水源」で、今回の東地水源を加えて5ヶ所になりました。

◆佐久水道女性水の会 ～水道モニターとして2年間の活動を開始します～

企業団では、水道事業運営にあたり、利用者の方に水道への理解と関心を高めていただき、ご意見やご要望等をお聞きしてサービスの向上を図るために「佐久水道女性水の会」があります。令和2年5月に構成市町から推薦された40名の方々が新しく水の会の会員になりました。これからの2年間、水道モニターとして活動していただき、たくさんのご意見を取り入れサービスの向上につなげていきます。

◆「水道週間」全国の水道関係団体で様々なイベント

～企業団では一日企業長を体験していただきました～

6月1日から7日まで「第62回水道週間」が実施されました。

今年は、「飲み水を 未来につなごう ぼくたちで」をスローガンに、水道の現状の理解と取組みについて協力を得るため、全国の水道関係団体で行事が行われました。

企業団では、6月4日に佐久水道女性水の会代表の鈴木祥子さん（佐久市在住）に一日企業長として水道施設の視察や業務内容の把握など、水道事業へ目を向けていただきました。



▲柳田企業長と鈴木代表



▲下畑配水池を視察

水道週間ポスター
出典
(公社)日本水道協会

また、構成市町や小中学校へのポスターや冊子の配布、企業団の施設等への横断幕や幟を設置し、この水道週間の趣旨と水道に関心を高めるための啓発活動を行いました。



健康のため水を飲もう

水の摂取量の不足により健康に障害を引き起こす事故が例年発生しています。事故予防のためにこまめな水分補給が効果的であり、健康のために水を飲むという習慣を広く全国に普及させるための活動を「健康のため水を飲もう」推進委員会（後援 厚生労働省）が行っています。企業団も水分摂取不足による健康障害の予防のためにこの活動に協賛をし、公共施設等へポスターの掲示をしています。

これからの季節に多い熱中症も水分補給が予防につながってきます。生徒・児童を中心に、熱中症による死亡事故は後を絶たず、また、中高年で多発する脳梗塞や心筋梗塞等も水分摂取の不足が大きなリスク要因の一つとなっています。

熱中症対策として・・・寝る前、起床時、スポーツ中、入浴の前後、そしてのどが渇く前に水分補給をすることが重要です。

『こまめな水分補給』心がけましょう。



「健康のため水を飲もう」推進委員会 趣旨書より 参照

募集のご案内

佐久水道企業団職員採用試験（令和3年4月採用）

試験区分	職 種	採用予定 人 員	受 験 資 格	受 験 手 続
上 級	技術職 (土木・建築・ 電気・機械・ 化学・情報)	若干名	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人のうち、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は令和3年3月までに卒業見込みの人 受験時の住所要件はありませんが、災害等非常時への迅速な対応のため、採用後は構成市町（佐久市、佐久穂町、御代田町、東御市）若しくは、概ね30分で通勤可能な区域に居住することを要件とします。 技術職は、各学校で専攻した方に限ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●第1次試験 令和2年9月20日(日) ●受付期間 令和2年7月15日(水) ～8月7日(金) ●詳細お問い合わせ 総務課 庶務係 ☎0267-62-1290

水道施設見学会開催のお知らせ ～水源地へ行こう～

水源地や配水池など水道施設の見学会を実施します。水道について興味のある方のご応募をお待ちしています。

- 実施期日 令和2年8月22日(土)
- 申込期限 令和2年7月20日(月) (定員になり次第締め切らせていただきます。)
- 参加料 無料
- 定 員 20名
- 見学場所 お申込みいただいたお客様に直接ご連絡いたします。
- 申込方法 総務課 企画調整係へ電話でお申込みください。
☎0267-62-1290 (代表)
- その 他 コロナウイルスの影響で中止となる場合があります。



無料点検のお知らせ ～蛇口の水漏れが心配な方へ～

企業団では、佐久管工事事業協同組合青年部との共催で、70歳以上の方を対象にした給水装置の無料点検を実施します。

ご希望の方は、下記までお申込みください。

- 実施期日 令和2年9月10日(木)
- 申込期限 令和2年8月21日(金) (定員になり次第締め切らせていただきます。)
- 対 象 満70歳以上のお客様
- 定 員 25名
- 点検内容 蛇口パッキンの取替え（軽微なものに限る）
漏水の確認、水圧チェック
- 申込方法 総務課 企画調整係へ電話でお申込みください。
☎0267-62-1290 (代表)
- その 他 コロナウイルスの影響で中止となる場合があります。



企業団からのお知らせ

水道料金のお支払いは便利な口座振替を

～業務課料金係からののお知らせです(☎0267-62-4085)～

水道料金の口座振替のお手続きは、下記取扱金融機関または企業団窓口でお申込みください(郵送によるお手続きもできますので、お問い合わせください)。



〈取扱金融機関〉

八十二銀行 佐久浅間農業協同組合 長野県信用組合 長野銀行
三井住友銀行 上田信用金庫 長野県労働金庫 ゆうちょ銀行 長野県信連

口座振替で水道料金をお支払いされているお客様につきましては、口座振替の振替日は、検針をした月の翌月10日となっています。この日に残高不足等で引き落としされなかったときは、25日に再度振替をします。なお、振替日が土日・祝日の場合には、翌営業日が振替日です。

※振替結果は、検針時にお配りする「水道使用量のお知らせ」(右図) 下段の「水道料金振替済のお知らせ」または通帳の記帳によりご確認ください。

水道使用量のお知らせ	
このお知らせによるお支払はできません。また、検針員が料金を収納することはありません。	
お客様番号 034391-001	管理番号 0123-45 0123-000
ご所属 佐久水道 一部 様 設置場所 佐久市跡部101番地	
令和2年6月 ご請求分	
ご請求予定額	6,600円
（前年度使用料増額分）	600円
今般振替予定日	7月 10日
メーター番号 01234567	口 種 別 13 家庭用
ご使用期間	4月 9日 - 6月 10日
今般検針指針	352
前般検針指針	316
高引水量	36
計メーター水量	36
ご使用水量	36
前般使用水量	34
検針員	※※※
検針日	6月 10日

水道料金振替済のお知らせ	
令和2年4月 ご請求分	
振 込 全 額	5,444円
振 替 日	5月 11日
ご使用期間	2月 10日 - 4月 9日
ご使用水量	30
上記金額等、ご振込の口座より振替させていただきます。	
佐久水道企業団 佐久市跡部101番地 TEL:0267-62-4333 (業務係)	

漏水の可能性があるときは

～業務課業務係からののお知らせです(☎0267-62-4333)～

検針や本管から水道メーターまでの漏水調査を行っている際に、水道メーター以降(宅内側)で漏水しているお客様に声をかけさせていただく場合がありますが、給水管は本来お客様の所有物です。水道料金が高くなってきたり水道管からの異音がするなど、漏水の心配があるときは、全ての蛇口を閉めてから水道メーターのパイロットの動きを確認してください。パイロットが回っていた場合は漏水の可能性があるので、指定給水装置工事事業者へご相談ください。(ホームページに一覧があります)。



水道メーターを交換しています

～業務課業務係からののお知らせです(☎0267-62-4333)～

水道メーターの有効期限は法律で8年と定められています。
(計量法施行令 別表第三)

企業団では有効期限(検定満期)をむかえる水道メーターの交換を行っています。

対象となるお客様には、企業団が委託した業者から事前に通知を差し上げたうえで作業をさせていただきます。作業中は一時的に水道を使用できなくなるなどご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

なお、交換の費用は企業団で負担いたします。

※委託業者は企業団発行の身分証明書を携帯しています。

有効期限の満了表示



32.9

令和2年(平成32年)9月が満了となります。



水道に関するお申込み・お問い合わせ(代表) ☎ 0267-62-1290

水道料金について：料金係 ☎ 0267-62-4085
水質について：配水係 ☎ 0267-62-4052
夜間休日は：宿日直 ☎ 0267-62-2308

引越しについて：業務係 ☎ 0267-62-4333
漏水について：維持係 ☎ 0267-62-2308

ホームページ <http://www.sakusuidou.or.jp/>